

令和3年社会生活基本調査－生活時間及び生活行動に関する結果－ 青森県結果のポイント

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするもので、昭和51年の第1回調査以来5年ごとに実施され、今回の調査は10回目に当たります。

令和3年社会生活基本調査は、全国の10歳以上の世帯員約20万人(青森県内は約3,800人)を対象に、令和3年10月20日現在で実施されました。

今回の結果は、1日の生活時間の配分及び1年間の自由時間における主な生活行動に関する青森県の結果です。

I 1日の生活時間の配分

1 1日の生活時間の配分

- 睡眠や食事などといった生理的に必要な活動である「1次活動」は671分(11時間11分)、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動である「2次活動」は399分(6時間39分)、「1次活動」、「2次活動」以外で各人が自由に使える時間における活動である「3次活動」は370分(6時間10分)。
- 男女別にみると、男性は「3次活動」が女性より長く、女性は「1次活動」と「2次活動」が男性より長い。
- 平成28年調査と比べると、「1次活動」は13分の増、「3次活動」は12分の減。男女別にみると、男性は「1次活動」が15分、「2次活動」が8分それぞれ増加し、「3次活動」は23分減少。女性は、「1次活動」が12分増加し、「2次活動」が8分、「3次活動」が4分それぞれ減少。

表1 男女、行動の種類別総平均時間－週全体

(単位：分)

	総 数			男			女		
	平成28年	令和3年	増 減	平成28年	令和3年	増 減	平成28年	令和3年	増 減
1次活動	658	671	13	652	667	15	664	676	12
2次活動	399	399	0	377	385	8	419	411	△8
3次活動	382	370	△12	411	388	△23	357	353	△4

- 「3次活動」のうち、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の時間は、149分(2時間29分)で、平成28年調査(2時間31分)と比べると2分減少。順位は平成28年調査の6位から3位へ。

表2 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の時間(令和3年)－週全体

(単位：分)

順 位	1	2	3	4	5	6		8		
都道府県	北海道	愛媛県	青森県	山口県	鳥取県	秋田県	香川県	福島県	富山県	静岡県
時 間	155	152	149	148	146	144	144	141	141	141

2 6歳未満の子供がいる世帯の生活時間の配分

- 夫の「1次活動」は633分(10時間33分)、「2次活動」は622分(10時間22分)、「3次活動」は185分(3時間5分)。妻の「1次活動」は662分(11時間2分)、「2次活動」は631分(10時間31分)、「3次活動」は146分(2時間26分)。
- 平成28年調査と比べると、夫は、「2次活動」が40分増加し、「1次活動」が19分、「3次活動」が20分、それぞれ減少。妻は、「1次活動」が26分、「2次活動」が10分、それぞれ増加し、「3次活動」が37分減少。

表3 行動の種類別総平均時間－週全体、6歳未満の子供がいる夫・妻（夫婦と子供の世帯）

(単位：分)

	夫			妻		
	平成28年	令和3年	増減	平成28年	令和3年	増減
1次活動	652	633	△19	636	662	26
2次活動	582	622	40	621	631	10
3次活動	205	185	△20	183	146	△37

- 「家事等」(家事、介護・看護、育児、買い物)の時間をみると、夫は、118分(1時間58分)で、うち「家事」が24分、「育児」が65分(1時間5分)。妻は、371分(6時間11分)で、うち「家事」が172分(2時間52分)、「育児」が166分(2時間46分)。
- 平成28年調査と比べると、夫は、「家事」が7分、「育児」が21分、それぞれ増加。妻は、「家事」が5分、「育児」が22分、それぞれ減少。

表4 家事等の種類別総平均時間－週全体、6歳未満の子供がいる夫・妻（夫婦と子供の世帯）

(単位：分)

	夫			妻		
	平成28年	令和3年	増減	平成28年	令和3年	増減
家事等	74	118	44	405	371	△34
家事	17	24	7	177	172	△5
介護・看護	0	-	-	5	2	△3
育児	44	65	21	188	166	△22
買い物	13	29	16	35	31	△4

「1日の生活時間の配分」は、2021年10月16日から24日までのうち調査区ごとに指定された2日間(生活時間の指定日)について調査した結果で、調査票にあらかじめ記載された20種類の行動分類による1人1日当たり時間数などを集計したもの。

行動の種類

1次活動： 睡眠、身の回りの用事、食事

2次活動： 通勤・通学、仕事(収入を伴う仕事)、学業(学生が学校の授業やそれに関連して行う学習活動)、家事、介護・看護、育児、買い物

3次活動： 移動(通勤・通学を除く)、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、学習・自己啓発・訓練(学業以外)、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、受診・療養、その他

Ⅱ 1年間の主な生活行動

(1) 学習・自己啓発・訓練

行動者率は25.4%、全国を14.2ポイント下回る（全国最下位）
平成28年調査(最下位)から0.6ポイント上昇

(2) ボランティア活動

行動者率は14.0%、全国を3.8ポイント下回る（全国最下位）
平成28年調査(45位)から8.4ポイント下降

(3) スポーツ

行動者率は52.1%、全国を14.4ポイント下回る（全国最下位）
平成28年調査(最下位)から3.9ポイント下降
「スキー・スノーボード」(4.4%)が8位、「バスケットボール」(4.0%)が13位、
「つり」(9.4%)が17位

(4) 趣味・娯楽

行動者率は78.6%、全国を7.7ポイント下回る（全国最下位）
平成28年調査(45位)から2.1ポイント下降
「パチンコ」(7.6%)が14位、「邦舞・おどり」(1.0%)が17位

(5) 旅行・行楽

行動者率は36.6%、全国を12.9ポイント下回る（全国44位）
平成28年調査(46位)から22.8ポイント下降

※ 「1年間の主な生活行動」は、2020年10月20日から2021年10月19日までの過去1年間の自由時間において該当する活動を行った状況について集計したもの
※ 行動者率:10歳以上人口に占める行動者数の割合(%)

図1 生活行動の行動者率

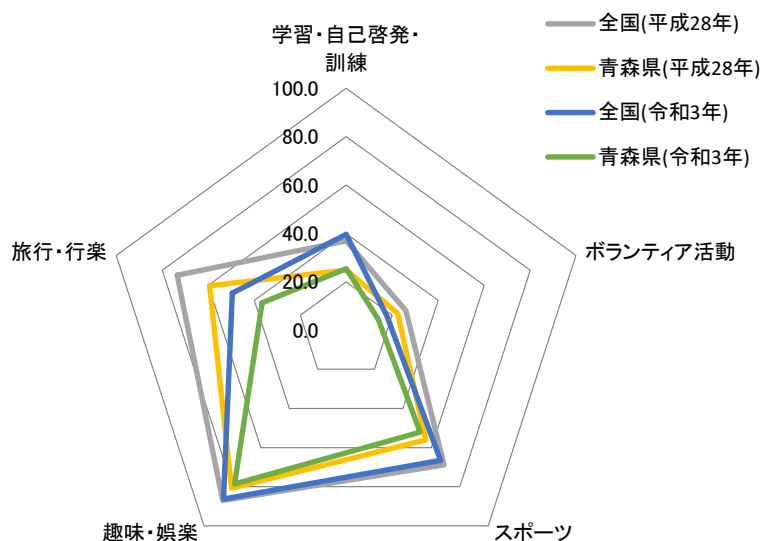


表5 生活行動の行動者率（全国、青森県）

（単位：％）

		学習・自己啓 発・訓練	ボランティア 活動	スポーツ	趣味・娯楽	旅行・行楽
平成 28 年	全国	36.9	26.0	68.8	87.0	73.5
	青森県	24.8	22.4	56.0	80.7	59.4
令和 3 年	全国	39.6	17.8	66.5	86.3	49.5
	青森県	25.4	14.0	52.1	78.6	36.6

表6 生活行動の行動者率（都道府県）

（単位：％）

順位	学習・自己啓発・訓練		ボランティア活動		スポーツ		趣味・娯楽		旅行・行楽	
	全国	39.6	全国	17.8	全国	66.5	全国	86.3	全国	49.5
1	東京都	52.8	島根県	25.6	東京都	74.5	東京都	91.4	愛知県	57.6
2	神奈川県	46.7	佐賀県	24.8	神奈川県	71.8	愛知県	89.3	東京都	55.5
3	京都府	43.5	岩手県	24.4	埼玉県	69.3	神奈川県	89.2	神奈川県	54.5
4	千葉県	42.0	滋賀県	24.2	愛知県	68.8	埼玉県	88.4	京都府	54.2
5	大阪府	41.3	鳥取県	24.1	千葉県	67.4	宮城県	87.0	福岡県	52.3
6	埼玉県	40.0	山形県	23.6	滋賀県	67.2	千葉県	87.0	宮城県	52.2
7	奈良県	39.8	岡山県	23.2	群馬県	67.0	大阪府	86.7	滋賀県	52.2
8	滋賀県	39.7	鹿児島県	22.3	京都府	67.0	滋賀県	86.4	大阪府	51.9
9	兵庫県	39.5	熊本県	22.1	福岡県	67.0	石川県	86.2	兵庫県	51.6
10	愛知県	39.0	長野県	22.0	熊本県	66.6	奈良県	86.2	埼玉県	51.5
40	和歌山県	31.3	京都府	16.6	福島県	59.5	高知県	81.7	高知県	39.2
41	宮崎県	31.3	栃木県	16.5	高知県	59.4	宮崎県	81.6	香川県	39.0
42	長崎県	31.2	北海道	16.3	岩手県	59.1	福島県	81.5	鳥取県	38.4
43	山形県	31.1	埼玉県	15.6	新潟県	59.0	鹿児島県	81.0	愛媛県	37.4
44	高知県	30.3	東京都	15.5	山形県	58.4	徳島県	80.6	青森県	36.6
45	秋田県	29.2	千葉県	14.9	長崎県	57.8	沖縄県	80.0	長崎県	36.1
46	岩手県	28.9	大阪府	14.5	秋田県	57.1	長崎県	79.7	徳島県	32.2
47	青森県	25.4	青森県	14.0	青森県	52.1	青森県	78.6	沖縄県	31.1

(注)生活行動の分類

1 学習・自己啓発・訓練

個人の自由時間の中で行う学習、自己啓発や訓練のことをいい、社会人の職場研修や児童・生徒・学生が学業（授業、予習、復習）として行うものは除き、クラブ活動や部活動は含みます。

2 ボランティア活動

報酬を目的としないで、自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉のためにやっている活動をいいます。

3 スポーツ

余暇活動として行うもので、職業スポーツ選手が仕事として行うものや、児童・生徒・学生が体育の授業で行うものは除き、クラブ活動や部活動は含んでいます。

4 趣味・娯楽

仕事、学業、家事などのように義務的に行う活動ではなく、個人の自由時間の中で行うものをいいます。

5 旅行・行楽

「旅行」は、1泊2日以上にわたって行う全ての旅行をいい、日帰りの旅行は除かれます。「行楽」は、日常生活圏を離れ、半日以上かけて行う日帰りのものをいい、夜行日帰りを含みます。